　　　年　　　月　　　日

甲府市サイクル・アンド・ライド事業における駐輪場使用許可申請書

甲　府　市　長

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請書　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　㊞

　甲府市サイクル・アンド・ライド駐輪場の使用許可を受けたいので、裏面の確認事項を確認のうえ、次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 駐輪場の施設及びバス停の名称 | １．山梨県福祉プラザ　　　（山梨県福祉プラザバス停）  ２．山梨県立美術館　　　　（山梨県立美術館バス停）  ３．山梨県青少年センター　（山梨県青少年センターバス停）  ４．甲府市北公民館　　　　（湯村温泉入口バス停）  ５．甲府市立図書館　　　　（甲府市立図書館入口バス停）  ６．山梨県自治会館　　　　（山梨県自治会館前バス停）  ７．甲府市総合市民会館　　（甲府市総合市民会館バス停）  ８．セブンイレブン甲府貢川店　（貢川バス停）  ９．サンドラッグ緑が丘店　　　（塩部バス停）  １０．山梨中央銀行下飯田支店　（長松寺町バス停）  １１．玉諸悠遊館　　　　　　　（玉諸小学校バス停）  １２．信玄ミュージアム　　　　（武田神社バス停）  １３．甲府市上下水道局　　　　（甲府市水道局バス停）  １４．風土記の丘農産物直売所　（間門バス停・中道交流センターバス停）  １５．ツルハドラッグ甲府千塚店（千塚バス停）  １６．ファミリーマート甲府朝日店（朝日五丁目バス停）  １７．ファミリーマート甲府酒折店（酒折駅入口バス停）  １８．斉藤商店（白井バス停） |
| 利用期間  （１年間） | 年　　　月　　　日　　～　　　　年　　　月　　　日 |
| 車体番号 |  |
| 防犯登録番号 |  |
| 利用区分 | 通勤　　　・　　　通学　　　・　　　買物等 |
| 勤務先又は通学先の所在地及び名称 |  |
| 連絡先 | 電話番号 |

（裏）

サイクル・アンド・ライド事業における駐輪場使用確認事項

　サイクル・アンド・ライド事業（以下「本件事業」という。）における駐輪場（以下「駐輪場」という。）の使用に関する確認事項は、以下のとおりです。本件事業における駐輪場使用についての許可（以下「本件許可」という。）を申請される方は、次の内容をよくお読みのうえ、申請してください。

１　駐輪場使用許可の条件

自転車で通勤・通学等をされている方で、本確認事項に同意していただける方

２　駐輪場を使用できる期間及び時間

（１）使用できる期間は、本件許可がなされた期間（以下「許可期間」という。）です。

（２）使用できる時間は、午前６時から午後１０時までとし、時間外の入出庫はでき

ません。

（３）午後１０時から午前６時までは、駐輪できません。

３　駐輪場の使用条件

（１）必ず、駐輪許可証（ステッカー）を自転車に貼り付けてください。

（２）申請書に記載し駐輪を許可された自転車以外の自転車は、駐輪できません。

（３）自転車の買換え等で駐輪する自転車が変更になった場合等、申請事項に変更

があったときは、変更が確認できる資料を添付して、再申請をしてください。

４　駐輪場の許可申請

　　駐輪場の使用を申請する方は、駐輪場使用許可申請書（本書表面）に所定の事

項を記載のうえ、申請してください。許可が出ましたら、本書（両面写し）及び駐

輪許可証を交付します。

５　駐輪場使用の更新又は中止

（１）許可期間を更新する場合には、改めて駐輪場使用許可申請書を記載のうえ、申

請してください。

（２）更新申請は、許可期間満了の日の１ヵ月前までとし、それまでに更新申請をし

ない場合には、更新の意思がないものとみなします。

（３）駐輪場の使用を中止する場合には、甲府市企画財務部リニア交通室交通政策課に申し出てください。

６　損害賠償

（１）本件事業の利用者（以下「本件事業利用者」という。）が、駐輪場が設置されて

いる施設に損害を生じさせるなど、故意又は過失によって駐輪場の所有者又は使

用者に対して損害を生じさせた場合は、当該損害を賠償していただきます。

（２）市及び駐輪場の所有者は、本件事業利用者の自転車の盗難等による損害、自転

車等同士の接触による損害、天災等の不可抗力によって生じた損害その他の駐輪

場内で生じた損害について、一切の責任を負いません。

（３）本件事業利用者の故意又は過失によって駐輪場の所有者又は使用者に対して損

害が生じ、市が本件事業利用者に代わって当該損害を賠償した場合には、市は本

件事業利用者に対して当該賠償金を求償します。